

平成26年10月31日
山口県報号外第58号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

平成26年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	退職者の再就職の状況	2
(3)	職員数の状況	3
2	給与等の状況	5
(1)	総括	5
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	6
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	8
(4)	職員の手当の状況	9
(5)	特別職の報酬等の状況	14
(6)	公営企業職員の状況	14
3	勤務時間その他の勤務条件	21
(1)	一般職員の勤務時間	21
(2)	年次有給休暇	21
(3)	特別休暇等	21
(4)	介護休暇	21
4	職員の休業の状況	22
(1)	自己啓発等休業	22
(2)	育児休業等	22
5	分限及び懲戒処分の状況	23
(1)	分限処分者数	23
(2)	懲戒処分者数	23

6	サービスの状況	24
	(1) 職務に専念する義務の免除	24
	(2) 営利企業等への従事許可	24
7	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
	(1) 研修の状況	25
	(2) 勤務成績の評定の状況	26
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	27
	(1) 保健の状況	27
	(2) 福利厚生	27
	(3) 公務災害補償	28
9	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	29
	(1) 知事部局等	29
	(2) 教育委員会	30
	(3) 警察本部	31

II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	32
	(1) 職員の競争試験の状況	32
	(2) 選考の状況	33
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	35
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	39
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	40

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（平成25年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	77人		27人	2人		37人	143人
医療職				10人		5人	15人
教育職						315人	315人
警察職					109人	29人	138人
技能労務職							
計	77人		27人	12人	109人	386人	611人

(注)一般行政職等:下記以外の給料表適用者
 医療職:医療職給料表適用者
 教育職:教育職給料表適用者
 警察職:公安職給料表適用者
 技能労務職:現業職給料表適用者
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	129人	29人	23人	7人	188人
医療職	5人	4人	1人	1人	11人
教育職	295人	142人	66人	9人	512人
警察職	76人	13人	38人	3人	130人
技能労務職	8人	2人	1人		11人
計	513人	190人	129人	20人	852人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	49人	35人	91人	71人
医療職	0人	0人		
教育職	129人	69人	16人	13人
警察職	12人	3人		
技能労務職	8人	6人		
計	198人	113人	107人	84人

(2) 退職者の再就職の状況（平成26年度）

平成25年度に退職した課長級以上（管理職手当受給者）の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下のとおりです。

再就職状況一覧表（教育委員会・警察除く）

（平成26年8月1日現在）

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	池内英之	総務部長	H26.3.31	山口宇部空港ビルサービス株式会社	代表取締役社長	H26.5.14
2	衣松康弘	管財課調整監	H26.3.31	(一財)山口県施設管理財団	主任	H26.4.1
3	渡邊信一	山口県税次長	H26.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団管理部奨学センター	滞納整理員	H26.4.1
4	深野正文	航空センター所長	H26.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団このみ園	総務課長	H26.4.1
5	長田繁人	消防学校校長	H26.3.31	消防試験研究センター山口県支部	支部長	H26.4.1
6	藤井哲男	総合企画部長	H26.3.31	(公大)山口県立大学	専務理事	H26.4.1
7	國森宏	周南県民局局长	H26.3.31	(医)小野田赤十字病院	事務部長	H26.4.1
8	上村正美	萩県民局局长	H26.3.31	(一財)山口県施設管理財団	常務理事	H26.5.26
9	笠野操	参画センター調整監	H26.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	保健事業相談役	H26.4.1
10	渡邊修二	健康福祉部長	H26.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	理事長	H26.6.24
11	古屋隆	山口健康福祉次長	H26.3.31	(一財)山口県施設管理財団	総務課主任	H26.4.1
12	吉原秀雄	萩健康福祉次長	H26.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情処理調査員	H26.4.15
13	鶴田宗之	中央児相所長	H26.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	事務局長	H26.4.1
14	富岡豪	中央児相次長	H26.3.31	(一財)山口県消防設備協会	専務理事兼事務局長	H26.4.1
15	山田成樹	岩国児相所長	H26.3.31	(社福)共楽園 こども家庭支援センター「ぼけっと」	主任相談員	H26.4.1
16	橋本達哉	萩児童相談所長	H26.3.31	山口県立病院機構こころの医療センター	地域連携室主幹	H26.4.1
17	橋口総司	商工労働部理事	H26.3.31	防府通運(株)	監査役	H26.4.1
18	北野常盤	農林水産部長	H26.3.31	岩国空港ビル(株)	取締役副社長	H26.6.19
19	藤山泰司	農林水産部理事	H26.3.31	(一社)山口県建設業協会	専務理事	H26.6.13
20	藤本宗廣	柳井農林農村整備部調整監	H26.3.31	復建調査設計(株)	山口支社 技術部長	H26.4.1
21	舌崎惠勝	下関農林所長	H26.3.31	(株)ケイズラブ	専務取締役	H26.4.1
22	井上仁	水産振興局次長	H26.3.31	(一社)山口県物産協会	専務理事	H26.4.1
23	小田俊一	森林整備課副課長	H26.3.31	(一財)山口県ニューメディア推進財団	専務理事	H26.6.19
24	渡邊憲一郎	農林水産部審議監	H26.3.31	(公社)山口県栽培漁業公社	事務局長	H26.4.1
25	坂元久夫	宇部土木建築所長	H26.3.31	新光産業(株)	技術部長	H26.4.1
26	光永臣秀	萩土木建築所長	H26.3.31	応用地質(株)	関西支社技術参事	H26.4.1
27	梶山一成	萩土木建築次長	H26.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	経営企画課主査	H26.4.1
28	三間地和正	技術管理課検査監	H26.3.31	(株)オリエンタルコンサルタンツ山口事務所	参与	H26.4.1
29	岡村孝宏	河川課主幹	H26.3.31	(一財)山口県建設技術センター	工事管理監	H26.4.1
30	吉武俊章	菅野ダム所長	H26.3.31	三井共同建設コンサルタント(株)	技術統括	H26.4.1
31	石村和寿	厚東川ダム所長	H26.3.31	中電技術コンサルタント(株)山口支社	常任顧問	H26.4.1
32	田村秀昭	阿武川ダム所長	H26.3.31	中国水工(株)	技術顧問	H26.4.1
33	秋本泰治	労働委員会事務局長	H26.3.31	山口県生コンクリート工業組合	専務理事	H26.5.1
34	古谷健	企業局長	H26.3.31	(株)宇部建設コンサルタント	専務取締役	H26.4.1
35	徳田哲彦	東部発電所長	H26.3.31	中電プラント(株)山口営業所	所長代理	H26.4.1
36	市原栄一	議会事務局長	H26.3.31	(一社)山口県医師会	事務局次長	H26.4.1
37	藤井克彦	監査委員事務局長	H26.3.31	(社福)博愛会山口あかり園	施設長	H26.4.1
38	田中博幸	監査委員事務局次長	H26.3.31	(財)自治体衛星通信機構山口管制局	庶務課長	H26.4.1

(3) 職員数の状況

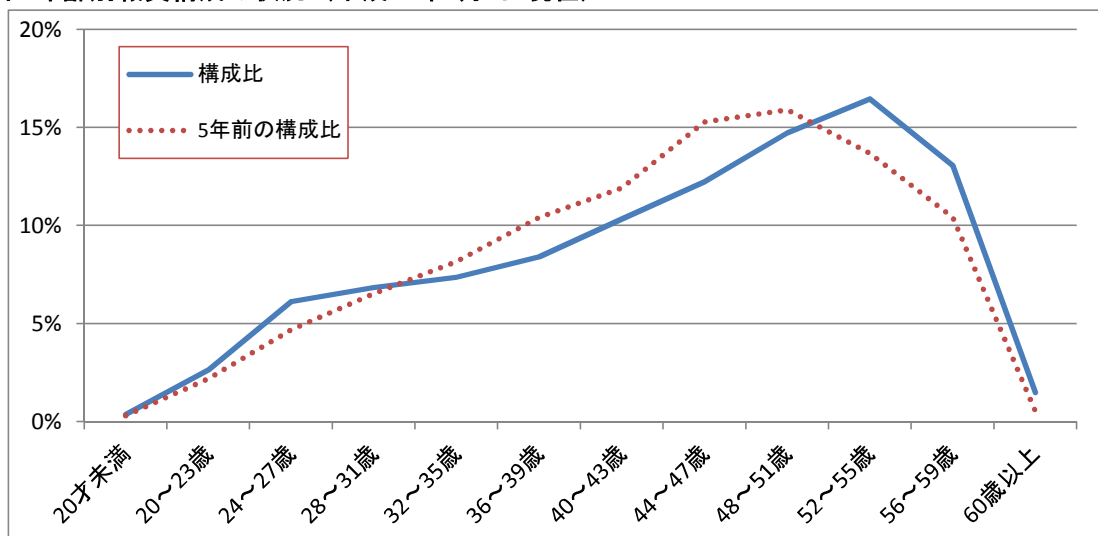
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年度	平成26年度		
一般行政	議会	30人	33人	3人	欠員補充による増員
	総務企画	608人	596人	△12人	組織再編による減員
	税務	234人	228人	△6人	体制見直しによる減員
	民生	256人	262人	6人	全国健康福祉祭への対応による増員
	衛生	530人	519人	△11人	体制見直しによる減員
	労働	78人	75人	△3人	業務の外部委託による減員
	農林水産	1,013人	1,005人	△8人	派遣引揚による減員
	商工	137人	137人	0人	
	土木	856人	855人	△1人	派遣引揚による減員
	特別会計	29人	29人	0人	
	小計	3,771人	3,739人	△32人	
特別行政	教育部門	11,929人	11,857人	△72人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,496人	3,537人	41人	欠員補充による増員
	小計	15,425人	15,394人	△31人	
公営企業等会計	病院	41人	35人	△6人	派遣引揚による減員
	企業局	116人	117人	1人	欠員補充による増員
	小計	157人	152人	△5人	
合計		19,353人 [21,324人]	19,285人 [21,281人]	△68人 [△43人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	71人	506人	1,180人	1,319人	1,419人	1,620人	1,993人	2,358人	2,841人	3,174人	2,518人	286人	19,285人

ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門 別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,157 人	4,022 人	3,923 人	3,798 人	3,742 人	3,710 人	△ 447 人 (△10.8%)
教育	12,339 人	12,170 人	12,114 人	12,013 人	11,929 人	11,857 人	△ 482 人 (△3.9%)
警察	3,528 人	3,459 人	3,485 人	3,476 人	3,496 人	3,537 人	9 人 (0.3%)
普通会計 計	20,024 人	19,651 人	19,522 人	19,287 人	19,167 人	19,104 人	△ 920 人 (△4.6%)
公営企業等会計	809 人	809 人	203 人	202 人	186 人	181 人	△ 628 人 (△77.7%)
計	20,833 人	20,460 人	19,725 人	19,489 人	19,353 人	19,285 人	△ 1,548 人 (△7.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,411,067	674,240,104	4,705,605	181,406,329	26.9	29.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	19,103	83,306,747	14,686,477	31,096,473	129,089,697	6,758

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

ウ 給与等の減額措置の状況

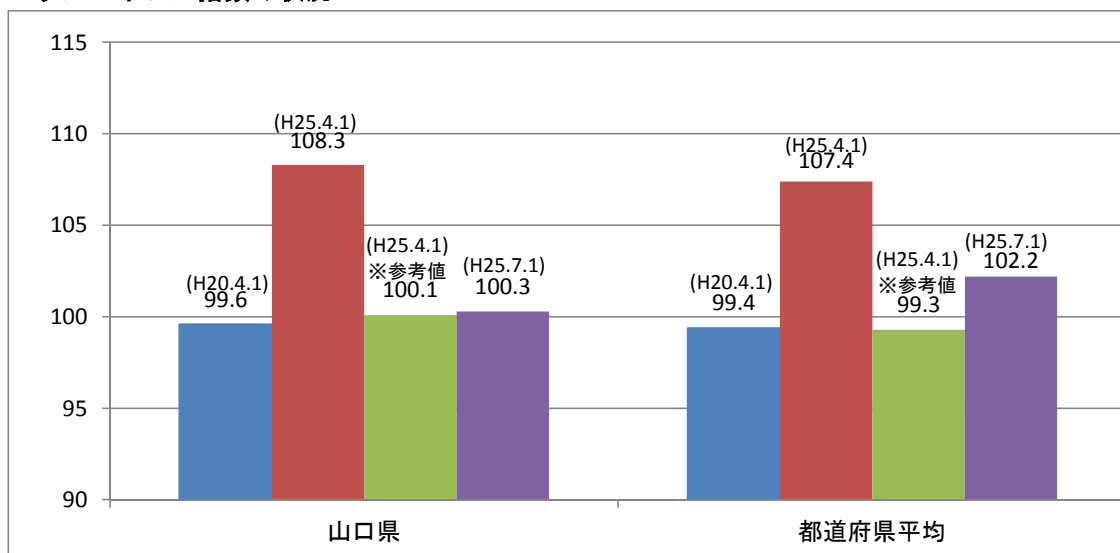
(ア) 本県独自の取組

対象者	減額の割合	期間
知事	給料月額10%	平成26年4月1日～平成27年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員等	給料月額5%	平成26年4月1日～平成27年3月31日

(イ) 国の要請を踏まえた取組

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
知事	給料月額25%
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額15%
議長、副議長、議員	報酬月額6%
一般職(行政職給料表適用者) 2級以下	給料月額4.77% 【H25.4.1ラスパイレス指数】108.3
一般職(行政職給料表適用者) 3～6級	給料月額7.77% (参考値) 100.1
一般職(行政職給料表適用者) 6級以上	給料月額9.77% 【H25.7.1ラスパイレス指数】100.3
一般職(その他の給料表適用者)	行政職給料表適用者に準じた割合
(管理職手当)	
一般職(管理職員等)	管理職手当額20%
一般職(管理職員等以外)	管理職手当額10%
(地域手当)	
	給料月額と同率
(特勤手当(準ずる手当を含む))	
	給料月額と同率
(へき地手当(準ずる手当を含む))	
	給料月額と同率

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.7 歳	342,400 円	418,565 円	367,461 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円

(イ) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山口県	52.0 歳	75 人	318,600 円	350,521 円	329,152 円	—	—	—	—
うち校務技士等	51.7 歳	39 人	318,300 円	343,615 円	328,769 円	用務員	53.7 歳	202.7 千円	1.70
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,307,143 円	2,809.4 千円	1.89

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※「うち〇〇〇」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成22年～24年の3ヶ年平均）

※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.2 歳	403,700 円	455,279 円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.3 歳	392,900 円	435,231 円

(オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.6 歳	329,600 円	438,157 円	355,112 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

イ 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	山 口 県	国	
一般行政職	大 学 卒	181,000 円	172,200 円
	高 校 卒	146,300 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	202,300 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	202,300 円	—
警察職	高 校 卒	170,600 円	161,500 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

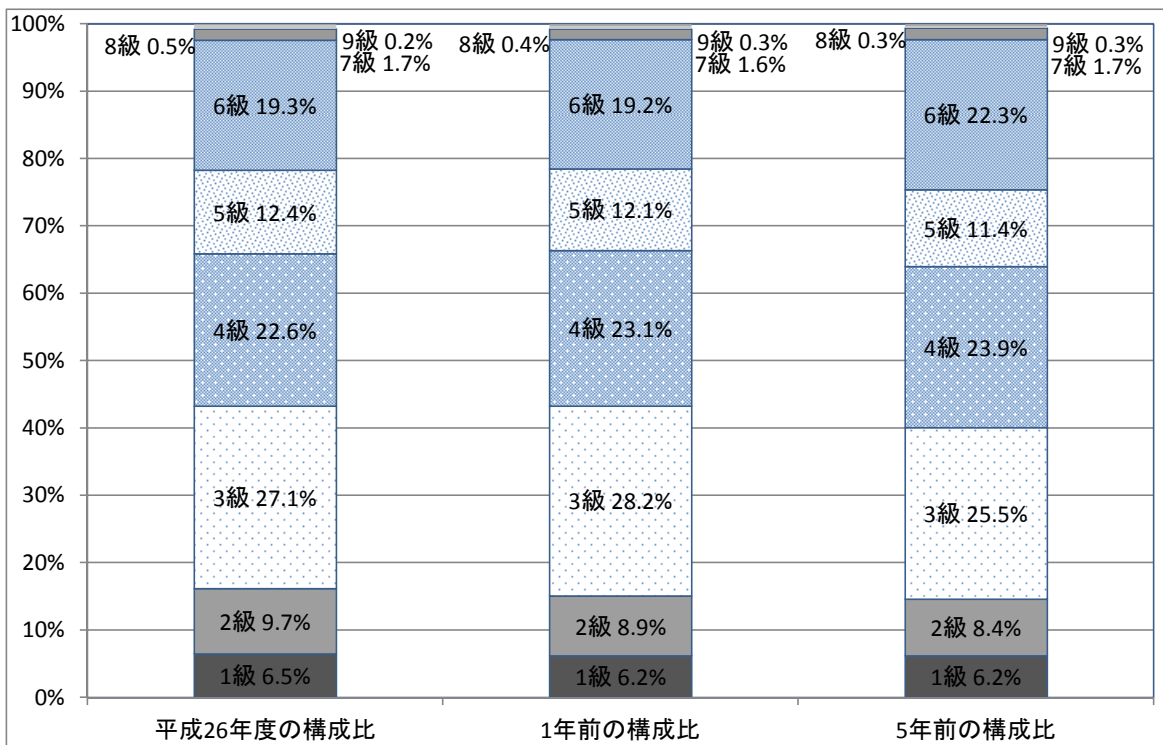
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	268,984 円	367,459 円	398,359 円	421,321 円
	高 校 卒	222,604 円	312,826 円	348,339 円	380,963 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	284,000 円	— 円	349,600 円
高等学校教育職	大 学 卒	317,451 円	403,838 円	427,283 円	445,432 円
小・中学校教育職	大 学 卒	312,403 円	399,006 円	418,031 円	434,641 円
警察職	高 校 卒	252,829 円	350,467 円	400,753 円	416,547 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	10人	0.2%
8 級	局長、理事	22人	0.5%
7 級	本庁部次長	74人	1.7%
6 級	本庁課長	829人	19.3%
5 級	相当困難主査	534人	12.4%
4 級	主査	973人	22.6%
3 級	主任	1,168人	27.1%
2 級	係員	416人	9.7%
1 級	係員	281人	6.5%

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 昇給への勤務実績の反映状況

- 勤務実績の評定の実施状況
管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。
- 昇給への勤務実績の反映状況
管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(平成25年度)			—		
1,652 千円					
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%		・管理職加算	10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務実績の評定の実施状況
管理職に対しては平成18年度から、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を、その他の職員に対しては平成21年度から、客観的な業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定等・定年	(支給率)	自己都合	応募認定等・定年
勤続20年	21.62月分	27.025 月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.70月分	52.44 月分	勤続35年	43.70月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,829 千円	26,075 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		34,440 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		574,000 円	
支給対象地域(職種)	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都 特別区	19 人	18 %	18 %
大 阪 市	7 人	15 %	15 %
つ く ば 市	0 人	12 %	12 %
広 島 市	4 人	10 %	10 %
福 岡 市	1 人	10 %	10 %
仙 台 市	1 人	6 %	6 %
岡 山 市	1 人	3 %	3 %
福 津 市	10 人	3 %	3 %
周 南 市	(1,639) 人	0 %	3 %
上記以外の市町村	17,469 人	0 %	0 %
医 師	16 人	15 %	15 %
平均支給率		0.0 %	0.3 %

(注)1 支給対象人数欄の()人数は、国の制度の支給対象人数であり、本県では支給していません。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		1,010,331 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		129,629 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		40.5 %	
手当の種類		17 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等	(1)日額 300～760円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査	(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理	(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務	(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査	(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練	(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センター等に勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業	(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業	(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務	(1)日額 6,000～6,400円
		(2) 修学旅行等引率指導業務	(2)日額 3,400円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務	(3)日額 3,400円
		(4) 部活動指導業務	(4)日額 2,400円
		(5) 入学試験監督業務	(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 250～4,600円等

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	3,282,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	171 千円
支給実績(平成24年度決算)	3,183,898 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	164 千円

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度となる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～137,700円	1,028,392 千円	578,398 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		2,308,890 千円	243,605 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		1,379,785 千円	301,263 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～24,500円	2,818,996 千円	170,291 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		243,258 千円	315,101 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		600,413 千円	447,069 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		594,728 千円	298,558 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		42,667 千円	196,622 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 <医師又は歯科医師> 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額410,900円) <獣医師> 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同	<獣医師> 制度なし	1,180,100 千円 (初任給調整手当、特勤手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000~8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の10% (管理職手当受給者は8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,161,000 円	(1,290,000 円)
	副 知 事	969,000 円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	980,000 円	(980,000 円)
	副 議 長	880,000 円	(880,000 円)
	議 員	840,000 円	(840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合)		
	副 知 事	2.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
	議 員			
備 考	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月勤めた場合における退職手当の見込額）です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,055,320	1,406,385	686,430	13.6	13.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	71	274,808	100,224	107,375	482,407	6,794

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	42.5 歳	354,158 円	452,542 円 (578,569 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
 2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）		山 口 県	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,512 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,652 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山 口 県		
(支給率)	自己都合	応募認定等・定年	(支給率)	自己都合	応募認定等・定年
勤続20年	21.62月分	27.025 月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.70月分	52.44 月分	勤続35年	43.70月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	27,345 千円	1人当たり平均支給額	4,829 千円	26,075 千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)	1,079 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	23,460 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	64.8 %		
手当の種類	3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	34,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	568 千円
支給実績(平成24年度決算)	29,687 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	457 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	7,053 千円	641,209 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		9,519 千円	237,963 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額(最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		4,252 千円	283,433 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		20,702 千円	323,463 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		— 千円	— 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		22,475 千円	591,442 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円(6時間超勤務:150/100を乗じた額)	同		48 千円	4,341 円

イ 電気事業

(ア)職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,389,242	144,078	509,837	36.7	37.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	45	180,406	70,018	72,268	322,692	7,171

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(イ)職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.9 歳	365,133 円	470,767 円 (604,596 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外手当などの諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）		山口県	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,606 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,652 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定等・定年	(支給率)	自己都合	応募認定等・定年
勤続20年	21.62月分	27.025 月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.70月分	52.44 月分	勤続35年	43.70月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	27,619 千円	1人当たり平均支給額	4,829 千円	26,075 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		615 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		25,642 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		53.3 %	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	26,463 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	696 千円
支給実績(平成24年度決算)	19,408 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	511 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～ 130,000円	4,835 千円	690,686 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		9,464 千円	262,875 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		2,419 千円	302,400 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		12,836 千円	320,910 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		12,704 千円	552,365 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		39 千円	5,571 円

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成26年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。

平成25年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

平成25年 平均使用日数	10.8日
--------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。

平成25年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	
女性職員	8人
計	8人

4 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

平成25年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	1人	1人	
女性職員	1人	1人	
計	1人	1人	
	1人	1人	

(注) 上段は、平成25年度に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段は自己啓発等休業の期間が平成24年度から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成25年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	3人	
女性職員	187人	37人
	264人	4人
計	190人	37人
	264人	4人

(注) 上段は、平成25年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成24年度から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成25年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合			1人	301人		302人
職に必要な適格性を欠く場合			1人			1人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合						
合計			2人	301人		303人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成25年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			3人	3人	3人	9人
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合			2人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合			1人			1人
合計			6人	3人	3人	12人

6 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成25年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、主査級、グループリーダー、所属長等	17回	866人
パワーアップ研修 政策予算、危機管理実務、クレーム対応、経営分析、コーチング、民法、国際等	31回	684人
サポート研修 OJTマネジメント研修、地域接遇、やまぐち人材力UPセミナー等	17回	392人
派遣研修 中央官庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		24人
合 計		1,966人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

平成25年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	210日	5,269人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	178日	1,866人
支援研修 サテライト、スキルアップ	291日	7,132人
派遣研修等 大学、大学院、社会教育施設、日本人学校、民間企業等		466人
合 計		14,733人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成25年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	7期	239人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	22人
専科等教養 部門別任用科、専科、定期教養	50期	840人
合 計	59期	1,101人

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図るとともに、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、平成18年度から管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。

また、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入し、平成21年度下半期からは、評価期間中における業務実績や執務態度を、加点評価と減点評価により評価する「実績評価」を導入しています。

イ 教育委員会

平成18年度から全教職員を対象に「教職員評価」の試行を始め、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。また、平成19年度から校長を、平成21年度から教頭を本格実施とし、評価結果を給与に反映させています。

今後もこれまでの取組の成果や他県の動向等を踏まえながら、「子どもたちの夢を実現する教育の実現を目指して、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの推進を図る」ため、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていきます。

また、教育庁各課、学校以外の各教育機関及び県立学校の職員(県立学校の教員を除く。)については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を導入しています。

ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

平成25年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	13所属
教育委員会	—	53所属
警察本部	—	20所属

イ 健康管理

平成25年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康 診断(法定)	対象者	3,774人	4,823人	3,521人	胸部エックス線撮影、血液 検査ほか
	受診者	3,757人	4,105人	3,494人	
がん検診 (任意)	胃がん	1,924人	2,943人	1,958人	
	大腸がん	976人	2,250人	2,053人	
	子宮がん	213人	302人	201人	
	乳がん	96人	307人	136人	

ウ 作業環境管理

平成25年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
25	47	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール その他元気回復事業等	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	元気回復事業への助成	共済組合	所属単位で行う事業への助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,605,246千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	585千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
	地方公務員災害補償基金に対する負担金	162,737千円	公務災害補償に対する負担金
教育委員会	共済組合への負担金	18,772,020千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,356,416千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成25年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	20件	4件	24件
教育委員会	126件	10件	136件
警察本部	91件	1件	92件

(注)小中学校教職員を含みます。

9 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 取組状況

(ア) 山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
H25.8.20	82人	43人

(イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家族ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

(ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	≪参考≫女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	1.11%	1名/90名	96.8%	30名/31名

※ 対象者数は25年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には、「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得するなどし、最低でも5日間の休暇を取得するよう意識啓発に努めました。

目標値(H26年度末)	取得率
70%	82.2%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
75% (15日)	69% (13.8日)

(2)教育委員会

ア 取組状況

(ア)各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家庭ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

(イ)時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』及び毎週水曜日の『教育庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア)男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	1.9%	1名/ 54名	100%	42名/ 42名

※ 対象者数は25年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

(イ)子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(H26年度末)	取得率
50%	3.7%

※ 小・中学校を除く

(ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
75% (15日)	53.5% (10.7日)

※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 子どもの体験活動等の支援

子どもの健全育成のため、生活安全ふれあい館、交通安全学習館及び警察道場を活用し、青少年の健全育成を目的に防犯体験学習、交通安全学習及び柔道、剣道の積極的な指導を実施しました。

(イ) 時間外勤務の縮減

毎週水曜日及び給与支給日、並びに期末・勤勉手当支給日の「定時退庁日」の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	0%	0名/ 132名	100%	16名/ 16名

※ 対象者数は25年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(H26年度末)	取得率
50%	2%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
50% (10日)	39% (7.8日)

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成25年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率（A/B）	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	638	469	79	71	31	15.1	
	警察事務	101	66	15	14	5	13.2	
	社会福祉（一般）	21	20	4	3	2	10.0	
	社会福祉（心理）	18	17	4	4	2	8.5	
	土木	43	34	21	21	19	1.8	
	建築	7	6	5	4	2	3.0	
	農業	28	22	5	5	2	11.0	
	農業土木	2	2	1	1	1	2.0	
	林業	8	5	3	2	2	2.5	
	水産	17	8	6	5	3	2.7	
	電気	24	17	7	6	3	5.7	
	化学	23	17	5	4	3	5.7	
	衛生薬学	3	2	2	2	2	1.0	
	衛生監視	18	15	6	5	4	3.8	
	計	951	700	163	147	81	8.6	
社会人経験者等	行政	200	140	5	5	2	70.0	
	計	200	140	5	5	2	70.0	
社会人経験者等（特別募集）	土木	25	15	10	9	5	3.0	
	建築	10	5	5	5	2	2.5	
	計	35	20	15	14	7	2.9	
短大卒業程度	司書	42	34	5	5	2	17.0	
	小・中学校栄養士	54	44	32	29	15	2.9	
	計	96	78	37	34	17	4.6	
高校卒業程度	事務	79	70	27	26	7	10.0	
	警察事務	39	37	14	12	5	7.4	
	土木	17	12	6	6	6	2.0	
	林業	4	4	2	2	1	4.0	
	電気	5	5	4	4	4	1.3	
	小・中学校事務	210	177	82	75	29	6.1	
	計	354	305	135	125	52	5.9	
医療系	保健師	21	19	12	12	5	3.8	
	臨床検査技師	11	11	5	4	3	3.7	
	計	32	30	17	16	8	3.8	
警察官	男性（A）第1回	396	323	185	147	44	7.3	
	男性（A）第2回	一般	258	175	99	79	28	6.3
		武道指導	4	4	4	3	2	2.0
	男性（B）	280	238	101	98	33	7.2	
	女性（A）第1回	97	68	56	38	13	5.2	
	女性（A）第2回	51	29	27	23	8	3.6	
	女性（B）	95	58	22	19	10	5.8	
	計	1,181	895	494	407	138	6.5	
合計	2,849	2,168	866	748	305	7.1		

(2) 選考の状況(平成25年度)

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6				0
	5	1	1		2
	4	4	1		5
	3	25			25
	2	4			4
1	9	3	1	13	
公安職	9				0
	8				0
	7				0
	6			3	3
	5			1	1
	4			4	4
	3			6	6
	2			1	1
1				0	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1			1	1
研究職	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1	1		2	3
医療職(一)	4				0
	3	2			2
	2				0
	1	2			2
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	1			1
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2		5		5
	1				0
計		49	10	19	78

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6				0
	5	105	26	1	132
	4	100	22	15	137
	3	54	7	10	71
	2				0
	1				0
公安職	9				0
	8				0
	7				0
	6			21	21
	5			23	23
	4			72	72
	3			37	37
	2				0
	1				0
海事職	6				0
	5			2	2
	4	3		1	4
	3	2			2
	2				0
	1				0
研究職	5				0
	4	5	1	1	7
	3	6	1		7
	2	2		1	3
	1				0
医療職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
医療職(二)	7				0
	6				0
	5	1			1
	4				0
	3	1	1		2
	2				0
1				0	
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2		4		4
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
計		279	62	184	525

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成25年10月11日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。平成25年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	374,179円	1,081円(0.29%)

[参考1] 民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	372,123円	3,137円(0.84%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例（平成25年6月まで）

[参考2] 民間給与と臨時特例条例による減額措置後の職員給与との比較（試算値）

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	345,741円	29,519円(8.54%)

(注) 臨時特例条例：一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年7月から）

職員給与(B)は、当該条例を4月に適用したと仮定した場合の試算値

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 3.96月分

（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

[参考] 本年の人事院報告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに改定なし
（月例給は給与減額支給措置による減額前の官民較差(0.02%)が極めて小さく、特別給は民間の支給割合(3.95月)と均衡)
- ・ 減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院報告の内容等を勘案し、職員の給与について判断

(1) 給料表

本年4月時点で、民間給与が職員給与を1,081円(0.29%)上回っており、給料表について、所要の改定を行うことが必要（実施時期：平成25年4月1日）

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合と概ね均衡していること等から、改定を行わないことが適当

3 その他の課題

(1) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 他の都道府県の動向及び経過措置額を受給している職員の状況など本県の実情を考慮しながら、制度の廃止に向けて引き続き検討を進めることが必要

(2) 高齢層職員の給与

- ・ 国においては、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制する取組が進められており、本県においても、他の都道府県の動向及び本県の実情等を考慮しつつ、高齢層職員の給与について検討を進めることが必要

(3) 給与制度の総合的見直し等

- ・ 国においては、地域間や世代間の給与配分の見直しなどを具体的な検討課題とした給与制度の総合的見直しが実施できるよう準備に着手
- ・ この見直しは、地方公務員の給与制度にも影響を及ぼすものであり、その動向を注視していくことが必要
- ・ 再任用職員の給与についても、国における検討を注視していくことが必要

4 給与勧告制度の意義と役割

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定原則によるべきであり、本委員会の勧告が尊重されるとともに、給与減額支給措置の特例期間満了後は、給与勧告制度に基づく適正な給与水準が確保されるよう要望

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 管理職員は、適切な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ メンタルヘルスを害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、引き続き、具体的な取組を着実に進めていくことが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

- ・ 国家公務員については、閣議決定により、希望者を再任用するものとされたところであり、本県においても、実情を踏まえ制度の構築を検討中
- ・ 検討に当たっては、組織活力や公務能率の確保などと併せ、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう留意することが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 民間企業の採用選考活動時期や国家公務員採用試験の日程の後ろ倒し等について状況を見極め、本県においても職員採用試験の日程等の見直しを行いつつ、求める人材を確保する取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要
- ・ 女性職員については、政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、引き続き登用の推進が必要

3 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

〔参考〕

1 給料表別改定額（率）

平成25年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経年数	改定前の平均給与月額	改定後の平均給与月額	改定額	改定率	備考
	人	歳	年	円	円	円	%	
行政職	4,843	43.6	21.5	369,729	370,628	899	0.24	事務・技術職員
公安職	3,069	39.8	17.9	357,176	357,969	793	0.22	警察官
海事職	54	43.8	22.0	411,595	412,674	1,079	0.26	船員
研究職	190	44.5	20.4	400,578	401,568	990	0.25	研究員
医療職(一)	6	54.9	27.0	972,652	974,089	1,437	0.15	医師
医療職(二)	60	39.2	16.9	311,445	311,927	482	0.15	栄養士等
教育職(一)	3,107	46.4	23.4	428,188	429,149	961	0.22	高等学校等教員
教育職(二)	7,509	46.4	23.5	417,559	418,481	922	0.22	小・中学校教員
全給料表	18,838	44.6	22.0	396,829	397,730	901	0.23	

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（加算額を除く。）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成25年4月1日現在の平均給与月額(改定前)に対する割合である。

2 過去の給与改定の状況（行政職）

	月例給改定額	特別給増減月	年間給与の増減額	備考
平成16年	改定なし	改定なし	—	
平成17年	△1,301円	0.05月	△2千円	
平成18年	改定なし	改定なし	—	
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成25年度においては、1件の新規事案がありましたが、平成25年度末現在での未処理件数はありません。

	24年度末現在 未処理件数	25年度 措置要求件数	25年度 処理件数	25年度末現在 未処理件数
給与				
旅費				
勤務時間	10	1	11	
休暇				
執務環境				
厚生福利				
転任				
任用				
その他				
計	10	1	11	

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立てがあった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成25年度においては、1件の新規事案があり、平成25年度末現在での未処理件数は3件です。

		24年度末現在 未処理件数	25年度 不服申立て件数	25年度 処理件数	25年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職	1			1
	懲戒免職	1	1		2
転 任					
その他					
計		2	1		3